医療サービス基準の法構造

– フランスの医療保障制度における「患者の権利」の展開

原 田 啓

郎

序 章

第一章 「患者の権利」の形成と展開

第二節 第一節 入院をする権利の承認 社会保障制度の拡充と「患者の権利」 の生成 (以上、駒澤法学七巻三号)

者の権利」の法制化 医療にかかわる諸権利の展開と「患

> 第四節 「患者の権利」の発展

第五節 小括 (以上、本号)

第三章 第二章 「患者の権利」をめぐる近時の議論 フランスにおける「患者の権利」と医

療サービス基準の法構造

章

終

二七

第一章 「患者の権利」の形成と展開

第三節 医療にかかわる諸権利の展開と「患者の権利」 の法制化

一九八〇年代にみられた社会的問題と医療にかかわる諸 権利 の)展開

院患者の権利が承認されるに至る。 看取することができる。そして、この展開は一九九一年病院改革法による病人(malade)の権利の法制化に続い の社会的排除といった様々な社会的問題を背景に諸制度が法制化され、 以下では、 九七〇年病院改革法及び一九七四年の入院患者の権利章典の制定により、 一九八〇年代にみられた社会的問題とそれに対する法制を簡単に触れておこう。 その後、一九八〇~九〇年代には、 その中に、 情報技術の展開、 病院医療の人間性回復が図られ、 医療にかかわる諸権利の展開 生命倫理、 薬害、 貧困層 てい

1 情報の自由と医療情報へのアクセスの権利

及び自由に関する一九七八年一月六日の法律」が制定された。 閲覧に関する一九七四年三月七日の七四-二三〇号デクレ」に若干の規定があるにすぎなかった。その後の情報処 理技術の発展に伴ない、 また、入院患者の医療文書に対する医師のアクセスについては、「公立入院施設の入院患者又は受診者の医療文書の 入院の滞在条件等の情報へのアクセスの権利は、 人権が脅かされる事態を危惧したフランスでは、 僅かではあるが、一九七四年の入院患者憲章の中に看取できた。 一九七八年に「情報処理、 情報ファイ

医療サービス基準の法構造

(二) (原田)

名情報の自動処理、 および公的自由を侵害してはならないとする。この法律による保護の対象となるのは、 法 一条は、 情報処理はすべての市民に奉仕しなければならず、 すなわち、 個人情報の収集、 記録、 変更、 保存、 それは人間 削除等であり、 [の尊厳、 公共部門の情報システムに限 人権、 私人の識別を可能とする記 私生活並び 個

らず民間部門にも及ぶ。

に応じた措置を講ずるようにそのシステム管理者に要求することができる。 法四○条)。 また、 を閲覧する場合には、 にその個 患者の権利」との関連では、 人情報が記録されている情報システム一般へのアクセス権を認めている(同法三四条以下)。医療関係 閲覧請求者は記名情報が非正確である場合にはその訂正、不完全な場合にはその補足など、 直接その情報にアクセスすることはできず、医師を媒介することによってのみ可能である(同 情報アクセス権の行使について同法は規定を置いている。そこでは、 すべての者 必要

2 生命倫理と人間の尊厳の保障

各所で繰り返し主張されていた。人工生殖についてみれば、 政策立案が進み、 誕生があり、 フランスでは 八〇年代は生命倫理に関する社会的論議が喚起された時期であった。八〇年代半ばから政府による 九〇年代に入り議会での検討と審議が行われた。 他の諸外国と同様、 先端生命科学技術の社会的受容をめぐる問題へ 一九八二年にはフランス国内で第一例目の体外受精児 の社会的 取り組 みの 必 要性

での生命科学技術の発展に対する立法的解決を示したものである。 こうした十年来の議論の末に、 一九九四年に法案は可決された。 他の西欧諸国に遅れをとるかたちで、一 この法案は、 臓器 ・組織の移植、 同法案は、「人体に関する民法典を改正する法律 九九二年に生命倫理に関する法案が上程 人口生殖や遺伝子操作などの、

案」、「人体の要素と産物の贈与と利用および人工生殖に関する公衆衛生法典を改正する法律案」、 「健康の保持と改

体は人格が受肉したものであり、 を改正する法律案」で構成される。 善の研究のための記名データの扱いに関する情報処理、 人体の法的地位を決める原理は、「人体は人格そのものであり、人権の座である」という基本思想から導かれ、「人 人間の本質の一部であり、それに相応しい尊重を受けなければならない。」と解さ 情報ファイル及び自由に関する一九七八年一月六日の法律

人を生命の商業化から守るものであることを謳う。そして、民法典一七条に、 であるという原則と科学知識の進歩および公衆衛生の保全の合法的な要請を調整するためのものであり、 「人体に関する民法典を改正する法律案」の前文では、、本法は人をすべてに優先して尊重することは社会の基礎 以下の条文を挿入する。

本法は、 人体の尊厳を保障する。 民法典一七条(すべての人は、自分の身体が尊重される権利を持つ。

本法は、

本法は、 人の種と一体性を保護する。

人体の不可侵と譲渡不能が保障される条件を定める。

民法典一九条 治療が必要なときまたは本法によるときのみ、 人の身体の一体性に対する侵害が許される。

本人の明白な同意が事前に採られねばならない。ただし、本人の状態が治療的介入を必要とし、

その人体への介入は、第三者の健康及び将来の世代の健康への侵害をもたらすような効果をもつ 同意ができる状態でないような場合あるいは法が免除 している場合はこの限りではない 医療サービス基準の法構造

(二) (原田)

しとはできない。

侵 (inviolabilité) と譲渡不能 (indisponibilité) という二大原則が立てられている (民法典一七条)。不可侵性の原 権利を中心とした人間の尊厳の保障が認識されるに至った。 は研究などの合法的な目的に基づくものでなければならない。 人の身体への侵襲は本人の「自由で明白な」同意があってはじめて可能となるものであり、 以上の条文では、 財産権 の対象にはならず、 人権の座としての人体を守るために、 本人の自由な処分権を否定している(民法典二〇条以下)。こうして身体が尊重され 権利主体としての「人」を規定する部分に、 また、 譲渡不能の原則は、 人体とその その目的は治療もしく 部および産 人体の不可 が則は、

3 薬害問題と補償を受ける権利

ことにより、 金を創設することについて協定(Evin 協定)が締結された。これによりHIV感染被害補償問題は一旦は解決され 係者の実刑判決や損害賠償請求の認容が相次いで出された。他方、議会においても、 閣僚や中央輸血センターの血液事業の責任者に対して、刑事告訴や損害賠償請求を提起し、九〇年代初頭には、 かにみえたが、一九九一年に再び血液製剤汚染に関する問題が浮上し、政治問題となった。そして、 になっていた。 月二七日に 血 液製剤による血友病患者のHIV感染や輸血によるHIV感染被害は、 が取り上げられ、 HIV補償基金を創設した。 「社会秩序に関する諸規定に関する法律」 被害の拡大の直接的な原因は、 一九八九年には、 これにより、 政府とフランス血友病協会、保険会社との間に補償 加熱製剤の導入等の安全対策の遅れにあるとして、被害者らは関係 フランス国内で行われた血液製剤の輸血または血 にHIV補償基金 の創設を規定する四七条を急遽 フランスでは八○年代半ばには明らか 一九八七年末頃からH のため 0) 九九一年一 国 [民連帯 液製剤 追加する IV感 関

が塡 投与によるH 補される補償金が支払われることになり、 IV感染に起因する損害を被った者が、 補償を受ける権利 補償基金に補償を請求することにより、 (droit à réparation) が法制化されるに至った。 被害者の損害すべて

4 貧困層の社会的排除と医療アクセスの権利

sociale)」として政策上認識されるようになる。 を基軸とした、「新しい貧困 (nouvelle pauvreté)」は社会政策上の主要な課題となり、 もその恐怖にさらされるようになっていた。八〇年代に認識されるようになった雇用不安から貧困 せていた。八〇年代に入ると、その傾向はさらに拍車をかけ、 フランスでは、 石油ショック・経済危機により、 七〇年代後半には、 貧困はもはや特殊なものではなく、 失業者数と失業率は右肩上がりの のちに「社会的排除 多くの労働者 へとい 増 った雇 加をみ

扶助によって賄われることから、 失業をした場合、 nelle)への加入措置が採られ、 の世帯構成員は、 権利が保障されることになる。 有する」とし、参入の権利が法制化された。参入契約を締結したRMI受給者は、社会保障をはじめ多くの社会的 収入と就労状況が原因で労働不能の状態に置かれたすべての者は、 の援助を柱とする、 九八八年には、 医療保険に未加入または資格喪失の場合には、 医療保険に未加入または資格喪失となることがある。そこで、 社会参入最低所得(RMI)に関する法律が成立している。 社会的排除を解決すべく、 医療保障については、フランスの医療保険制度は、 般の被用者保険と同等の医療を受けることができる。 実際は医療の完全無償化が実現している。これにより、 最低所得手当と参入契約の締結により排除状況から脱出させる参入 医療扶助の拠出による個人保険 (assurance person 生存に相応しい手段を公共団体から得る権利を 同法一条は、「年齢、 RMIでは、 職域保険制度となっているため 自己負担分については、 貧困者の医療アクセスの RMIの受給者とそ 心身の状態、 医療

医療サービス基準の法構造

(二)

(原田

二 「患者の権利」の法制化

1 一九九一年病院改革法の制定

展がみられたことなどが挙げられる。 がみられる時代であった。八○年代の医療をめぐる背景として、一九八三年以降の総枠予算制度 (budget global) を 療資源の配分が求められるようになったこと、 がみられたこと、平均余命の伸長、 採用した病院予算政策の結果、医療施設は病院の機能や病院の任務、サービスの質の見直しの必要性に迫られたこ 課題が浮き彫りになる。八○年代は、 八〇年代の医療技術の発展 (情報化、バイオテクノロジーの進展) の結果、 九七○年病院改革法により、フランスの病院医療体制の今日の基盤が構築されたが、八○年代に入ると様々な 高齢者の増加、後天性免疫不全症候群のような新たな病理の危険性に対して医 財政的には混迷期にあり、 医療消費者の概念の展開がみられ、 かつ、医学の発展に伴う医療のあり方の変化など 入院医療にかわる代替的な医療の展開 患者や障害をもつ人の行動に進

壁の除去、 年の医療政策のグランドデザイン』のなかで、 よる検討が行われた。これら作業を通して、 の保健医療大臣である Claude Evin は、 この報告書をもとに、フランス全土二五ヵ所で病院医療制度改革に関する公聴会が開催され、 地域医療ネットワークの導入及び促進、公的セクターと私的セクターとの間の財政の調和を掲げている。(※) 政府は病院改革に関する法案を作成し、一九九一年七月三一日に病院 病院改革目的として、地域への病院の開放、 一九八九年四月一二日の大臣会議での報告書 病院に対する種々の障 『一九八九一一九九二 市民参加に

をキーワードとして、①病人 (malade) の権利の基本原則の法制化、 療施設の任務と義務の強化と病人の権利の基本原則の法制化について確認しておこう。 の概念規定の創設など、 医療活動の評価、④病院カテゴリーの簡素化、 変させるものであった。一九九一年法は、一九七〇年法の枠組を廃止することはなかったが、「調和(harmonisation) 」 |時の保健医療大臣の名をとって Évin 改革と呼ばれた一九九一年法は、 一九七〇年法の内容の多くが刷新された。 ⑤医療計画の改革、 ⑥「医療公施設 「患者の権利」の展開との関係で、 ②医療施設の任務と義務の強化、 私立営利病院のこれまでのあり方を激 (établissement public de santé) 以下では、医 ③医療施設:

2 医療公施設の創設と医療施設の任務

(1) 医療公施設の創設

位の創設は、単なる用語の違いを超えた、フランスの医療・予防に関する任務を新しく定義したものであるとされる。 転換したこと、 医療公施設の創設の特徴は、 療所といった違いを超えた新しい法的地位を生み出した(公衆衛生法典L. 九九一年法は、 第二に、伝統的な医療提供方式の違いを超えて、 「医療公施設は、運営上及び財政上自治権の与えられた公法上の法人である」として、 第一に、これまでの公立医療施設と私立医療施設といった伝統的区分を医療公施設に 医療と予防組織を包括化したことにある。 六一四一-一条)。医療公施設という法的地 病院や診

もコンセイユ・デタでも「行政的」性格を有するとされている。例えば、(②) 公施設は、 医療公施設の主たる目的は工業的なものでもなく、商業的なものでもない(公衆衛生法典L.六一四一-一条)。 行政的公施設に属し、 公法の適用を受けることになる。また、 医療公施設の活動において、 医療公施設の活動の性質は権限裁判所で 入院患者の 医療 医療サービス基準の法構造

(二)

(原田)

想定されていた範囲から拡大していることがわかる。 は副次的なものを民間に委託しながら病院公役務の任務を実施している かる争訟は行政裁判系統とされる。これらの例から、 ためのテレビ機器の調達や入院患者に対するレストラン業務も病院公役務の要素であるとされるため、 しかし、実際は、物的・人的資源の制約の中で、 病院公役務の概念が、ケア・研究・教育・予防といった従来 (公衆衛生法典R· 七一 四一三-四八条)。 医療公施設 これらに

(2) 医療施設の任務と義務

アを提供するとされる(公衆衛生法典L.六一一一-二条)。 的とするケア(継続的ケア、治療におけるリハビリテーション、 設は、「公立または私立の医療施設は、 (公衆衛生法典L. 六一一一-一条)。医療施設は、入院の有無に関わらず、 九九一年法は、 医療施設 (établissement de santé) 診断検査、 病人・負傷者・妊婦の治療及び監護の確保をする」と定義され の任務と義務に関する規定を公衆衛生法典に置い 継続的ケアを要求する患者へのケア)、入院を伴う長期ケ 短期間または急性期のケア、社会復帰を目 た。 医 療施

行うものである。 法典上明記したことは、これまでの病院立法における営利病院施設への公権力の関与不足を補ったものであるとい このように、 これは、 医療公施設と営利・非営利を問わずすべての私立医療施設を医療施設として位置づけ、 医療施設の任務を改めて確認するとともに、一九八〇年代に拡大してきた営利医療施設に枠付けを これにより、 公衆衛生法典は、 公立医療施設と営利・非営利を問わずすべての私立医療施設に対 その任務を

医療施設であれば、 律上の医療施設であるか否かは、 医療地図の記載対象施設となり、 単なる立法上の区分にとどまらず、医療政策全般に影響を及ぼす。 同時に許可制度の対象となる。 さらに、 医療認証評価を受け すなわち

開設許可にかかる規制のみならず、医療施設の業務に関する規制を行う素地を確立した。

さないとされる。このように、医療施設の定義の曖昧さは、結果としては非入院組織も医療施設として認めること 該医療施設の活動の性格にのみ依拠することとされる。また、 (®) な形態のものがあり、 を承認している。近年では、こうした組織には放射線療法センターや透析センター、 の必要条件ではないため、自由開業医の診療所でも医療施設の一翼を担う入院代替ケアを行うことができるとした。 内科の開業診療所や通院外科の診療所などが問題となる。この点、行政裁判所によると、 ずケアの提供としているため、 一方、美容整形外科を行う施設は、 しかし、 医療施設であるか否かは、 医療施設の定義と任務は公衆衛生法典上明記しているが、医療施設の任務が入院の有無に関 加えて医療文書にかかる組織や苦情解決委員会などを設置しなければならないことになる。 医療施設の定義は益々混迷を深めている。 医療施設の区分基準は曖昧さを残している。 明白な治療を行うものではないとして、公衆衛生法典上の医療施設の資格を有 医療政策上、どのような法的地位にあるかを確定する意味で極めて重要な事 別の事件では、 例えば、 患者の入院は医療施設の定義のため 消化器系内視鏡検査が可 グループ診療所といった様々 医療施設の区分基準は当 能 わら

病人の権利の基本原則の法制化

る。 れる疾病者の権利として、 一九九一年法では、 九七四年の入院患者憲章が制定されて以降、 公衆衛生法典の 選択の自由、医療情報へのアクセスを規定することになった。 (旧) L. 七一○-一条 ((現) L. 一一一○-八条) に医療施設に受け入れら 立法も時代も新たな入院患者に関する権利憲章を求めることにな

ある」(公衆衛生法典 選択の自由については、「医療従事者と医療施設の選択の自由に関する病人の権利は、保健医療立法の基 (旧) L. 七一○-一条) としている。他の社会保護制度の中で選択の自由の原則が制約され

存は、 門医) は、 四一二三〇号デクレ 低限の情報を含んだ医療診療録を渡さなければならない義務がある(旧公衆衛生法典R・ 個人の情報は、 ○−二−一○条)。看護記録がある場合、医療診療録にその内容を明記される。患者のすべての情報にかかる書類 を明記した 者によって開示のために指定された医療従事者の仲介によって開示される 「仲介の原則 (principle de la médiation) 」 二-三二九号デクレ また、 秘密保持と管理が徹底される。 医療情報へのアクセスについて、医療施設は医療文書に記載されている情報を患者に開示する際には、 倫理規定を尊重して医療情報を開示することになる(公衆衛生法典(旧)R・ (公衆衛生法典 個人のものであるので、転院時に、公立または私立の保健医療施設の入院患者すべてに対して、 が公布された。これにより、 は廃止されてい L. 七一〇-二条)。 る。 翌年、 医療文書の定義や開示方法を詳細に定めた一九九二年三月三〇日 医療文書に関する諸権利を最初に定めた一九七四年三月七日の七 開示のために指定された医療従事者(一般医、公立・私立病院 七一〇-11-二条)。また、 七一〇一二一一条~R. 患者 一の九 の保 七 患

利が明記されたのは同法典が制定されて以来初めてである。この規定は、公立病院を対象とした入院患者憲章であ これらの権利は一 四-二七号デクレとは異なり、 九七四年入院患者憲章や他の立法に規定されるものであるが、公衆衛生法典のなか その対象は公立・私立、 営利・非営利を問わず、 すべての医療施設に適用される。 ~に病・ 人の

1 一九九五年入院患者憲章の規定の概要三 一九九五年入院患者憲章への展開

月二二日の九五-二二号の大臣通達により、入院患者憲章が改定された。 九九四年に生命倫理法が制定されたことなどが、入院患者憲章の改正を求める大きな要因となり、一九九五年五九四年に生命倫理法が制定されたことなどが、入院患者憲章の改正を求める大きな要因となり、一九九五年五 公衆衛生法典での患者の権利規定の明文化に加え、議会内では、新しい権利憲章を求める声が大きくなったこと、

活およびプライバシーの権利、 者の情報、 に関する患者の処遇を列挙しているのみであり、個々の事項の法的拘束力は、 体的に患者の基本的権利を当事者に示すものであるとされる。このため、 るものである。一九九五年入院患者憲章は、通達という形式で公布されており、入院患者の諸権利を総合化し、具 九九五年入院患者憲章は、 憲章に規定されている事項は、公衆衛生法典や社会保障法典、その他各種政省令、 ④同意の一般原則、 ⑨行政及び医療文書に含まれる情報へのアクセス、⑩苦情の申立ての一○項目から ⑤特定行為に対する特定の同意と個人の自由、⑦個人とその私生活の尊重、 憲章の前文から始まり、①病院公役務へのアクセス、②ケア、③患者及びその近親 一九九五年入院患者憲章の規定は 個々の事項を規定する法令に委ねら 通達などに規定されてい 8私生

有方

者の位置付けを示す。そして、病院は、市民権とフランス法の一般原則、 人の人間であ」り、 前文では、「入院または在宅入院する患者、 「患者は、 疾病、 障害または年齢といった観点からだけで判断されてはならない。」として、患 負傷者、妊婦及び施設に入所している高齢者は、権利と義務をもつ一 すなわち、差別の禁止、人格、個人の自

則が適用されるようにあらゆる措置を講じなければならないとする。このため、 电 個人の生命、 自律の尊重が守られるように留意しなくてはならず、人体の尊重に関する法律に基づく様々な原 病院は患者の本位を保障し、 患者

の尊厳を侵害する一切行ってはならない。

トに綴じこまれ、入院リーフレットに添付される退院アンケートとともに、患者一人一人に入院時に手渡すものと る。そこで、患者に関する規則並びに病院、 かたちで具体化されるものであるから、患者は、義務事項を明記した病院内規について知らなくてはならないとす 入院患者憲章の適用は、 病院がうまく機能するために必要であり、また、 病院職員及び患者に適用される義務事項は、 病院職員と患者が従うべき義務事項の 可能ならば入院リーフレ

3 一九九五年入院患者憲章の諸規定

する。

ここでは、一九九五年入院患者憲章の諸規定の項目だけを列挙しておく。

病院公役務を保障する病院へのアクセスに関する事項を規定する。

- ── ヾ丿ァフ丿|り実拖── 無差別受入れの原則
- ―― バリアフリーの実施

意思表示の手段の確

- ――低所得者の医療費の保障

医療サービス基準の法構造

(二)

(原田)

院内ボランティア組織との連携

②ケア

すべての医療施設を対象とするケアに関する規定をおく。

――緩和医療の実施

応急的診療、

継続的医療の実施

――終末期医療の実施

患者および近親者の情報

3

医師に対する患者の医療上の秘密の保護の例外と患者の医師に対する情報提供義務

すべての医療施設を対象とする患者及び近親者の情報に関する規定をおく。

―― 未成年者・判断能力の欠いた者の情報の取扱い

--- 情報提供の例外

すべての医療施設を対象とする同意原則に関する規定をおく。④ 同意の一般原則

―― 同意なしの医療行為の禁止

―― 未成年者・判断能力の欠いた者の同意原則

⑤ 特定行為に対する特定の同意

同意の一般原則に加えて、次の行為について特別の同意の規則が適用される。

四〇

生命医学研究

臓器摘出

エイズ検診 検死

個人の自由

6

すべての医療施設を対象とする個人の自由に関する規定をおく。

精神障害を理由とする入院の処遇

7 個人とその私生活の尊重

すべての医療施設を対象とする個人とそのプライバシーの尊重に関する規定をおく。

すべての場面での個人とそのプライバシーの尊重 診療の際の教育実習生の同伴に対する事前許可

信条の尊重

快適空間維持の努力

待ち時間緩和の努力

8 私生活およびプライバシーの権利

入院情報の秘密保持

医療サービス基準の法構造 口

(原田)

すべての医療施設を対象とする個人とそのプライバシーの尊重に関する規定をおく。

----来訪者、外部通信の自由

⑨ 行政及び医療文書に含まれる情報へのアクセス

―― 病院コンピュータ内の自己の情報を知る権利

――病院事務文書の閲覧請求の権利

⑩ 苦情の申立て

――病院長への意見表明権

―― 病院長への損害回復の申立権

四 ジュペ・プランによる患者の権利の法制化

1 ジュペ・プランによる病院改革

を皮切りに、一九九四年の計画委員会の報告書『医療システムと医療保険白書』などが相次いで提出され、各方面(タタ) かった。そこで、一九九三年、計画委員会の医療システム将来像検討グループの報告書『二〇一〇年の保健医療』 から改革のための提案がなされるようになる。一九九五年六月一六日に設置された病院改革高等評議会(Haut con-九九一年法の改革が二一世紀に向けた改革であったにもかかわらず、その改革と費用抑制策は効果をあげな

策の方向性を模索する役割を担った。

同評議会は、

①入院医療の提供に関する規定の修正、

②医療従事者の地位と

責任の明確化及び医療需要の効率化の促進、③病院財源の効率性化を改革の原則に掲げた。これを基にしながらジュ

seil de la réforme hospitalière)は、一九九五年の大統領選を制したシラク大統領から任命を受けたジュペ首相の政

_

ペ・プランが策定された。ジュペ・プランは、 織の責任を強化し、 (responsabilité) ジュペ・プランの改革の考え方として、①改革理念としての公平 (justice) 責任の明確化と医療システム管理の刷新、 疾病保険制度の普遍化、 の強化、 社会保障財政の慢性的赤字を解消し、二一世紀に向けた社会保障制度の構築を目指すものであ ③改革の実行のために迅速性 (urgence) という三つの柱が立てられている。 年金における平等性の確保、より公平でより有効的な家族政策、 社会保障制度をより公正なものとするために、 病院改革、 医療費抑制措置等の具体的な改革が掲げられた。 の確保、②改革の原則として責任 関連するすべての 社会保護財政 この3つの柱

するオルドナンスと医療費抑制に関するオルドナンス、公立・私立病院改革に関するオルドナンスを公布し、医療(%) 多数の支持を得た。こうして政府は、 改革にかかるジュペ・プランが具体化された。 の授権法案や社会保障財政法を設ける憲法修正法などを成立させたのち、 このジュペ・プランは、 一九九五年一一月一五日と一六日に国民議会と元老院において示され、 具体的な改革を実施する立法作業に着手することになった。 一九九六年四月には、 社会保障組織に関 政府は、 両議院の圧倒的 政府

れた。 している。 定が設けられた。 る契約の規定が設けられた。そして、 六号オルドナンス」とする。)は第一 このうち、一九九六年四月二四日の公立•私立病院改革に関する九六-三四六号オルドナンス (以下、「九六-三四 第二編では、 さらに、 第五編では、 第七編では、 医療施設の活動の評価、 医療施設の財政について、 地方医療組織計画 編から第八編で構成されている。 第四編では、 認証、 新たに設置された機関である地方病院庁(ARH)についての規 分析に関する規定が設けられ、 (SROS) について、第八編では、 第六編では、 第一編では、 保健医療設備の組織についてそれぞれ 患者の権利に関する条文が改正 第三編では、 公立医療施設の組織につい 目標と方法に関す

医療サービス基準の法構造

(二) (原田)

てそれぞれ規定してい

2 九六ー三四六号オルドナンスと患者の権利

号オルドナンスでは、 九九一年法によって公衆衛生法典 さらに公衆衛生法典 (E) (E) L. 七一○−一条に病人の権利の規定が設けられたが、 L. 七一〇一一一一条及び 间 L 七一〇一一一二条に患者の 九六一三四六

権利についての規定を追加した。

た。 院患者憲章が記載された病院リーフレット(livret d'accueil)を患者に手渡さなければならないこととした。 施設ごとに内規を定め運用しなければならないこと、 病院改革で新たに設置された全国医療認証評価機構 の基本目標であり、すべての医療施設は患者の満足度調査を実施しなければならず、その評価の結果を一九 ることができるようにすべての医療施設に苦情解決 (conciliation)委員会を設置しなければならないことが規定され また、L.七一○−一−二条では、入院患者の権利義務の尊重を保障する医療施設内の体制を整備するために各 まず、L・七一〇一一一一条では、 質に関する権利を定めた。 (ANAES) に報告しなければならない。また、一九九五年入 施設活動により被害を被ったと思われる患者が苦情を申 すなわち、 患者の受入れの質はすべての 医 九六年 療施

の権利が法制化されたのに対し、九六年オルドナンスでは、 このように、 医療の質への権利や苦情申立ての権利が法制化されている。 九九一年病院改革法では、 病人の医療従事者及び医療施設の選択の自由と医療情報 医療サービスの質に関連した患者 (patient) の権利とし 0 アクセス

1 Évin 報告書の概要

告書」とよばれる。)である。同報告書は、一九九四年一二月二二日に経済社会評議会から病人の権利に関する問告書」とよばれる。)である。同報告書は、一九九四年一二月二二日に経済社会評議会から病人の権利に関する問 検討の付託を受けた社会問題部会が提出したものである。 会評議会に提出した経済社会評議会の報告書『病人の諸権利 «Les droits de la personne malade»』 医 療制度におけるすべての者の権利を具体的に認識した最初の公的文書は、 一九九六年に Claude Évin が経済 題 社

に分けることができるという。 権利は最近になってつくられたものであり、 の権利、 (例えば、 報告書では、 ケアへのアクセス、治療の平等など)とその者が医療制度で置かれている状況の違いや特性に着目した権利と 病人の権利の概念整理を試みている。 取扱われる場面によって区別されずに論じられていた医療保障の諸権利や患者の権利、 そして、これらの権利を総称して同報告書では「病人の諸権利」と称するが、この 評価検討はこれからであるとする。 まず、 病人の諸権利は、 市民権的要素によって基礎付けられ 入院患者 る権

こうした分類による権利の捉え方は、 かる権 に新たな視点を示すものといえる。 医療制度に接する市民の権利と医療制度の利用者の権利に分類する「患者の権利」の捉え方は、 .利の諸相を示すものであり、 のみならず、 医療制度における利用者の権利は医師と病人との間の関係における権利である。 健康診査の受診者や予防接種を受ける者、妊産婦など必ずしも疾病を有する者ばかりでは すなわち、 もっぱら病気になり医療的処置が必要な患者(patient)に関心を示してきた立 患者と医師という二者間の問題から、 医療制度と接点を有する市民の権利がすべての市民の権利であるの 医療制度の利用者を医療保険制度をは 医師と接点を有するの 医療や患者に

90

医療サービス基準の法構造

(二) (原田)

応する権利保障の実現を図ろうとするものである。ここで示された £vin 報告書で登場した病人の諸権利は、 じめ社会保障制度のなかでも位置づけようとするものであり、 利用者という主体の空間的広がりの認識とこれ に対

○○二年三月四日法により公衆衛生法典上に法制化されることになる。以下では、この二つの権利の諸項目にふれ

ておこう。

2 病人の諸権利

(1)

医療制度と接点を有する市民の権利

権利は医療保険の給付によって保障されるとする。報告書は、 病人の権利の第一の権利は、 医療が必要な者に対して収入を問わずして医療にアクセスできる権限であり、 健康保護を受ける権利を保障するために、 この

医療保険

のすべての人のアクセスの援助やケアへのアクセスの改善を求める。

次いで、病人の権利として、 治療の平等の権利の保障が求められるが、これには良質な医療に対する権利

des soins de qualité) の保障と現在及び将来の患者の直面する差別の禁止が求められるとする。

(2)医療制度における利用者の権利

その補償を挙げる。

同意、 専門職の秘密保護の徹底を重視する。さらに、 と病人の関係は基本的には不均衡であるとの認識から、 患者の尊厳の保障、 報告書では、 医療事故と治療ミスの損害の回復および 情報の権利の行使の援助、 真実告知と

第四節 「患者の権利」の発展

「患者の権利」に関する社会的論議

フランス全土で市民の医療制度への関心の高さが伺える。全国医療会議の議論から、患者 (patient)といった捉え方 月の間、一八〇を超える都市で千回を超える集会が開催され、二〇万人を超える市民の参加者があったことから、 方でのフォーラムを開催し、 を議論するために、 の必要性が確認された。 主体としてこれを積極的に位置づけるべきであるが、各人の権利の保護に関する規定が不完全であり、 から市民(citoyens)や利用者(usagers)、Évin 報告書にいう病人(personne malade)として位置づけ、 九九八年五月、 全国医療会議 保健医療閣外大臣であった Bernard Kouchner は、 広く国民の議論を喚起することとした。全国医療会議が開催された同年秋から翌年六 (états généraux de la santé) を開催することを発表した。 医療制度の基本原則に基づく医療制度改革 全国医療会議では、地 更なる発展 市民社会の

年三月、作業部会は報告書『医療制度における利用者の地位』(Caniard 報告)をまとめた。(回) tionと conciliationの機能、公的論議のための組織と情報へのアクセスなどを検討するように付託した。そして、同 導委員会の幹事であった Etinne Caniard に対して、 医療制度における市民代表の組織と市民の参加の促進、 これを受けて、Kouchner 大臣の後任である Dominique Gillot 大臣は、二〇〇〇年一月、全国医療会議の全国指

四八

二 二〇〇二年三月四日の法律と医療制度の利用者の権利

二〇〇二年三月四日の法律の制定

des risques sanitaire) 」に関する規定が置かれている。最後に、第五章では、「海外に関する規定」が規定されている。 制化、 第二章は、「医療民主主義(Démocratie sanitaire)」に関する規定が置かれている。次いで、第三章には「医療制 容は多岐にわたっており、公衆衛生法典や社会保障法典、保険法典、民法典などに新たな条文を挿入するものであ て、法案審議時に急遽挿入された第1章の規定から「反ペリュシュ法」とも呼ばれている。二〇〇二年法全体の内 の質 (Qualite du système de santé) 」、第四章には「保健医療の危険の結果に対する賠償 (Réparation des conséquences 条からなる。第一章は、「障害をもつ者に対する連帯(Solidarité envers les personnes handicapées)」となっている。 に関する二○○二年三月四日の法律」(以下「二○○二年法」とする。)が制定された。二○○二年法は、五章•一二六 二〇〇二年三月四日、フランスの医療保障制度のあり方を方向付ける新たな法律「患者の権利及び医療制度の質 二〇〇二年法は、 このように、関連諸法規のモザイク的な改正である二〇〇二年法ではあるが、「医療民主主義」という概念の法 利用者の権利の具体化、 障害児の出生について担当医師の損害賠償責任を認めた二〇〇一年一一月の破毀院判決を受け 医療事故賠償・補償制度の構築などフランス医療保障法制に与えたインパクトは大

- 医療制度の利用者の参加と医療民主主義

を保障している。二〇〇二年法による医療民主主義という新しい概念の創設は、 二〇〇二年法は 医療民主主義 (démocratie sanitaire) という概念を創設し、 医療制度の利用者の参加をする権利 医師と患者との関係の再評価によ

り、 医 療専門職と患者との 間の均衡関係を構築することがねらいであった。

医療民主主義の目的は、次の四つの柱で説明される。(⑮)

―― 医療制度に関わるすべての者の権利と責任の認識及び明確化

―― 医療制度の利用者の表明と参加の基盤整備

―― 医療専門家と医療施設の責任の明確化

地方、 国家レ ベルでの医療政策の推進や議論状況の再検討を通じた医療民主主義の強化促進

べての者が利用者という立場でこれまで以上に参画することが求められるとする。そこでは、 のみならず、 療機関| められた医療民主主義が確立されなければならないとして、二〇〇二年法に医療制度の利用者の権利が規定され 医療民主主義の概念の導入は、これまでの医療制度改革に対する疑問が契機であった。 患者という関係を前提に策定されていたが、 健康体の人すべてが医療制度の利用者となる。このため、 医療施設や医療制度に接点をもつ者は、 医療施設の運営や医療政策の策定には、 従来の医療制度改革は医 利用者の参加権 疾病・負傷者や患者 が 認 す

療制度の利用者による集団的権利の実現を通して、個々人の権利の実現をはかる狙いがある。このため、医療民主 関連するすべての者の基本的権利を明確にするところにある。 医療民主主義の意味するところは、 は医療制 度の利用者のアソシアシオン 患者の基本的権利を明確に承認することと同時に、 (association) の活性化を促している。 医療民主主義という概念を創設することにより、 より一 般的 に医 療制 度に に至ったのである。

療民主主義という概念は、 医療制度の利用者の基本的権利の実現のための説明概念として用 いられており、 そ

86

医療サービス基準の法構造

(二) (原田)

るものとしており、

その検討は今後の課題とされている。

の概念の内実は必ずしも明らかではない。フランスでも、 医療民主主義という概念は、学説上でも議論 の余地が

<u>Ti.</u>

3 人の諸権利の公衆衛生法典上の位置づけ

る権利を有する。二○○二年法は、人の諸権利を公衆衛生法典に位置づけた。二○○二年法のねらいは、人を病人・ 活の尊重、 民が医療のクライアントとしての位置づけられる社会において、すべての人は、あらゆる状況において、 秘密の保護など人としての権利が尊重されなければならない一方、あらゆる差別の形態から保護を受け 私生

患者という弱い立場で位置づけるのではなく、一主体としての人として位置づけることにあった。

権利の承認と明確化のために設けられたものである。この規定は、フランス憲法が保障する人権規定をより具体的 討することとし、ここでは、規定内容を紹介するにとどめる。 に再確認したものであり、公衆衛生法典の目的理念と基本原理を示したものである。詳細については、第二章で検 「人の諸権利(droits de la personne)」に関する条文は、病気の人々の権利及び医療制度に関するすべての人々の

① 健康保護を受ける権利(公衆衛生法典L.一一一○-一条)

を受ける権利 働不能の状態にあるときは、共同体から適当な生活手段を取得する権利を有する。」(第一○段落)とする。 物質的安定・休息および閑暇を保障する。すべての者は、その年齢、その肉体的精神的状態・経済状況により、労 九四六年の第四共和国憲法の前文は、「国家は、すべての者とくに児童・母親および老齢の労働者に健康保護 (droit à la protection santé) はこの憲法前文の人権規定から導き出される権利である。 健康保護 健 康保護

を受ける権利は、二〇〇二年法によって公衆衛生法典の規定のなかに取り込まれ、公衆衛生法典の基本原理として

制度はこれら四つを目的に展開されると理解される。(※) 位置づけられている。 する各人のアクセスの平等性の確保、 康保護を受ける権利を根拠に、 努めなければならない」とする(公衆衛生法典Ⅰ.一一○−一条)。公衆衛生法典の基本原理として位置づけられ じて必要な治療を等しく享受することができるようにし、且つ、 療に関与するすべての機関、 ゆる手段によって実現されなければならない。 すなわち、「健康保護に関する基本的な権利は、すべての者の利益のために、 並びに医療関係省庁は、 医療制度の主体に対して、①予防活動の展開、 ③継続的ケアの保障、 医療従事者、 利用者とともに、予防を促進し、各人が自己の健康状態に応 施設、 ④医療安全の確保を要請しており、 治療の継続及び良質の医療安全を確保するように ネットワーク、医療保険金庫または予防及び治 ②健康状態に応じた適切なケアに対 フランス医療保障 可能な限 た健

- (2)病人の尊厳が尊重される権利 (公衆衛生法典L.一一一○-二条)
- 病人(personne malade) は、 自己の尊厳が尊重される権利を有すると規定する。
- 何人も、 予防及び治療のアクセスにおいて差別されることがないと規定する。

(3)

差別を受けない権利

(公衆衛生法典し

一一一〇-三条)

- 個人情報保護の権利 (公衆衛生法典し: 一一一〇-四条)
- 予防及び治療を行う医療従事者、 医療施設、 医療ネットワーク、またはその他の機関から給付を受けるすべての

療制 度に関与するすべての者に守秘義務が課される。 医療従事者及び施設の全職員やその活動と関 自己の私生活及び自己に関わる情報の秘密が保護される権利を有する。この守秘義務の対象となる情報の範 わったあらゆる者が知り得た全情報であり、 ただし、 治療の継続性の確保や最善の医療給付を決める場合 医療従事者及び医

医療サービス基準の法構造

(二)

(原田)

には、医療従事者間において当該患者の情報を交換することができる。

必要な範囲において、 必要な情報を受け取ることの妨げにはならない。また、守秘義務は死亡前に当該患者が反対の意思を示した場合を 重大な診断または予後の診断がなされた場合に、この守秘義務は、当該患者からの反対の意思表示がある場合を 当該患者の家族、 家族が死亡原因を知り、 死亡した患者の情報が権利承継人に開示されることの妨げにならない。 近親者または信頼人(後述)が患者に対して直接支援を行うことができるようにするために 死者の想い出を保持し、または死者の権利を援用することができるようにするのに

(5) 最適医療を受ける権利(公衆衛生法典し. 一一一○-五条)

らない 及び医学的見地から最も医療の安全性が高く、 す 、べての者は、その者の健康状態及び健康状態から要請される措置の緊急性に応じて、 治療行為は、 医学的見地から期待される利益との対比において不適切なリスクを負わせるものであってはな 有効性が認められている治療を享受する権利を有する。 最適な治療を受ける権利 予防活動,

可能 また、すべての者は、苦痛の軽減のための治療を受ける権利を有する。苦痛は、いかなる場合においても、 な限りあらゆる方法をつくさなければならない。 評価され、 考慮される。 そして、 医療従事者は、 各人に対し、死亡時まで尊厳ある生涯を過ごさせるべく、 予防

医療制度の利用者の権利

での破毀院を中心とした判例や実務のあり方を確認するものである。詳細については、第二章で検討することとし、 二〇〇二年法における医療制度の利用者の権利のうち、 情報提供を受ける権利や同意の権利の明文化は、

ここでは、 規定内容を紹介するにとどめる。

情報提供を受ける権利

すべての者は、

現するために、 合を除き、当事者に情報が提供されなければならないとされる。そして、すべての者の情報提供を受ける権利を実 すべての医療従事者は、その者の権限の範囲内において、 自己の健康状態に関する情報提供を受ける権利を有するとされる(公衆衛生法典L.一一一-二 治療又は予防行為の実施後に新たな危険が確認された場合、当該者を見つけることができない場 その者に適用される職務規律を遵守しつ

つ、患者に対して情報提供義務を負うとされる(公衆衛生法典L.一一一一二条第二項)。

情報提供義務は、 情報提供を受ける権利は、患者のみならず、医療制度の利用者であるすべての者が有する権利である。このため、 情報提供をしなければならない。 公立・私立を問わずすべての医療施設、 なお、公衆衛生法典上、医療施設及び医療従事者の情報提供義務違反に対 医療従事者に及ぶことになり、 利用者の請求如何に関わ

費用に関する情報提供を受ける権利

する法的制裁は予定され

てい

ける権利を定めた。すなわち、すべての者は、 供を受ける権利を有するとされる 医療費をめぐる訴訟が相次ぐなか、二〇〇二年法は新たに医療保険制度における償還払いに関する情報提供を受 診断行為及び治療行為の際に支払わなければならない可能性のある費用及び給付の条件に関する情報提 (公衆衛生法典L· 請求により、公立及び私立医療施設並びに保健部局から、 一一一一-三条)。 その者が

費用に関する情報提供を受ける権利は、 先述の情報提供を受ける権利と区別して理解することが必要であると学

医療サービス基準の法構造

(二) (原田)

82

情報提供を受ける権利が対象とする情報は、ケアに際して先見的に提供されるものであることを挙げている。 |解され その理由として、第一に、 情報提供を受ける権利は患者又は親族の請求であること、 情報

今後の治療方針を決定する際にあたって、医療保険や共済保険からの費用に関する情報は重要である。このため、 提供を受ける権利に基づいて提供される情報は、医療費に関するもののみならず、医療全般にかかるものであるが、

(3) 利用者の同意の原則

別途新しい権利として費用に関する情報提供を受ける権利が規定されている。

事項につき、様々な情報を勘案しながら患者が主体的に自らの生を決定することを謳っている(公衆衛生法典L. 報又は勧奨を勘案して、自己の健康に関する決定を行う」と規定し、医療行為のみならず、健康に関するあらゆる 療制度の利用者に関して一般化するかたちで「すべての者は、 患者の同意は、 一九九四年七月二九日のいわゆる生命倫理法によって明文化された。二〇〇二年法は、 医療従事者とともに、 医療従事者から提供され た情

に拡張した点に、 る(公衆衛生法典し さらに、 医師は選択の結果に関する情報提供がなされたうえで、その者の意思を尊重しなければならないとされ 医療制度における個人の主体性の確保という法の考え方をみることができる。 一一一一-四条第二項)。 同意の原則を「患者」に限らず、 医療制度の利用者も含めたすべての者

場合に応じて、親権者または後見人によって行使されると規定した(公衆衛生法典し. 未成年者・成年被後見人に関する同意の問題につき、二〇〇二年法は、未成年者または成年被後見人の権利 未成年者または成年被後見人本人が決定に関与することができないことを意味するものではなく、 一一一一―四条第五項)。もっと 未成年者の は

き負っている。

参加するのに適した状態にある場合には、必然的に、それらの者の同意が求められなければならないとされる。 についての決定に関与することができるとされる。そして、未成年者または被後見成年者が意思を表明し、 場合には成熟度に応じた方法で、 成年被後見人については判断能力の程度に応じた方法で、 情報提供を受け、自己 決定に

がその者になり代わって最善の利益を勘案して同意をすることとされていた。この点につき、二〇〇二年法では、 を定めておくことができるとした。詳細については第二章で検討する。 信頼人制度が設けられ、意思表示ができなくなる前に自らの医師の代弁者としての信頼人 (personne de confiance) (国) 他方、フランス法では、従来、意識不明の状態の者など患者本人の同意を得ることができない場合には、近親者

5 地方医療評議会による医療制度の利用者の権利保障の監視

代わり、 生政策の新たな方向性を示す「公衆衛生政策に関する二〇〇四年八月九日の法律」が制定され、 て公表しなければならない(公衆衛生法典し・一四一一-三−一条)。その後、二○○四年八月九日、 衛生計画の策定及び評価 ○○二年法では、地方医療評議会(conseil régional de santé)を創設した。地方医療評議会の主な役割は、 二〇〇二年の制定により、「患者の権利」が法制化されるとともに、その保障を監視する仕組みが構築された。二 病人と医療制度の利用者の権利の適用と尊重について、その状況の評価を行い、その結果を年次報告書とし 地方医療会議 (conférence régional de santé)に再編されたが、「患者の権利」保障の監視の役割を引き続 当該地方の医療問題の監視であった。「患者の権利」の保障との関連では、 地方医療評 フランスの公衆衛 地方医療評議 地方公衆 議会に

1

三 二〇〇六年入院患者憲章の再編の背景 二〇〇六年入院患者憲章の再編

患者憲章を含む入院患者の権利に関する二○○六年三月六日の第二○○六-九○号の通達」(以下、二○○六年入院患 者憲章という。)として、新たに入院患者憲章が再編された。 相次いで制定された。 患者の権利と終末期の権利に関するに二〇〇五年四月二二日の法律など、「患者の権利」の内容に変更を迫る法律が その後も、 九九五年入院患者憲章の制定以後、「患者の権利」の法制化の中で最も影響を与えたのは二〇〇二年法であった の「患者の権利」に対する共通認識の醸成が求められた。そこで、一九九五年の入院患者憲章を見直し、「入院 生命倫理に関する二〇〇四年八月六日の法律、 加えて、二〇〇二年法により、「患者の権利」保障の監視が政策上の任務とされたことから、 公衆衛生政策に関する二○○四年八月九日の法律

二〇〇六年入院患者憲章の概要

年の入院患者憲章をさらに豊富化したものであるといえる。 入れとケアに関する入院患者の意見表明権の項目に分けられ、 療行為の保障、 ケアの質の保障、 二○○六年入院患者憲章では、①すべての者の医療施設の選択の自由の保障、 ⑧入院患者の平等処遇の保障、 ⑤特別の行為に対する特別の同意、 ③アクセス可能でかつ誠実な患者への情報の提供の保障、 ⑨私生活の尊重、 ⑥参加をする医学的研究の情報提供と同意、 ⑩入院患者に関する医療情報への直接アクセスの保障、 それぞれ関係する権利が列挙されている。一九九五 ④患者の自由かつ明確な同意による医 ②医療施設による受入れ ⑦退院の自 由 (I) 受

第五節 小 括

者の権利」の展開の特質を若干の補足を交えながらまとめておこう。 展開を「展開期」、「発展期」、「拡大期」に区分している。第一章の小括として、右区分を参考にしつつ、各期の「患 いえる。 療における「患者の権利」の展開は、 史的展開過程と関連づけながら実定法の展開を中心にたどってきた。これまでみてきたように、 本章では、フランスにおける「患者の権利」の展開について、一九世紀の医療扶助の整備以後の病院医療制度の 医療保障法の研究者であるエクス・マルセイユ大学の Antoine Leca 教授は、 病院医療に対する国家の関与の増大のなかでその内容が豊富化されてきたと フランスの一患者の権利」の フランスの病院医

一 「患者の権利」の形成と展開

1 展開期 ―― 医療へのアクセスの権利の確立

どにより展開されるようになる。 になった。公立病院は、医療扶助施設として公的規制の傘下に入れられるようになり、公役務としての公的扶助に 供が国家の任務とされるようになり、 おける医療の提供機関という役割を担った。 維持のために必要な公権力の行使であった。一九世紀末には、 歴史的には、 医療施設が提供する医療とは、 その後、医学の発展に伴い、慈恵的な救貧施策ではない経済的な営みとしての「医 宗教的慈善で行われていた医療は公的扶助の一部として位置づけられるよう また、 慈恵的な救貧施策の一部であり、 私立病院は、 公衆衛生と社会安全の確保のために、 慈善組織として相互共済組合やアソシアシオンな その施策の実施は、 社会的な治安 医療扶助 の提

78

医療サービス基準の法構造

(二) (原田)

療」が登場することになり、主に私立病院がこれを担うようになった。

五八

されるようになった。 家責任としての健康保護を受ける権利の承認などにより、「医療」は社会的なサービスとして位置づけられ うになり、 二〇世紀初頭には、 「医療」の性格付けが曖昧になった。 慈恵的な救貧施策としての「医療」と経済的な営みとしての しかし、社会保険の登場、 フランス第四共和国憲法前文におけ 「医療」 が混在するよ 再確 る国

医療施設の近代化が求められた。 医療保険の患者の受入れと医療扶助の提供が医療施設の重要な役割となった。公立病院は医療扶助患者の受入れ ためにその機能を拡充してきたが、 方、職域保険としての医療保険の展開により、 飛躍的に増加した医療保険の患者の受入れのために、 医療保険の被保険者数は拡大をみせた。二〇世紀中頃までには 医学の進歩に対応すべく

九世紀後半から二〇世紀初頭は、 医療扶助と社会保険の発達により、 医療へのアクセスの権利が確立した時

- 発展期 ―― 人間の尊厳の保障の具体化

であった。

た限定され 達により、 の人間性回復が図られた。「患者の権利」との関連では、 第二次世界大戦後、 入院条件の技術的基準が示された。一九五八年通達は、 た範囲ではあるが、 フランスの医療制度は大きな改革を迫られ、 そこに 「患者の権利」 の端緒をみることができる。 病院の人間性回復を図るために一九五八年一二月五日 入院、 一九五八年病院改革オルドナンスにより、 家族の訪問、 起床•食事•就寝時間 Iの通 病院

一九七〇年法の制定により、

フランス医療制度は、

公役務の法制度上の展開過程を通して、

私立病院に

医療サービス基準の法構造

(二) (原田)

る。 患者憲章の制定に至る。 時受入れという病院公役務の基本原則が「患者の権利」の内容として位置づけられることになり、 益との均衡を図り、 0 は病院医療 対する新たな公的規制 原 ており 則を明確にした概念として捉えることができる。すなわち、公役務の提供主体は、 への積極的コントロールを及ぼすことになった。そして、この病院公役務が、 (継続性の原則)、誰でも等しくサービスを受けること (平等の原則) を保障する。 病院医療サービスのあり方の標準化が要請され、 標準的なサービスを利用者に提供しなければならず(需要均衡の原則)、 の根拠として病院公役務という法概念を手に入れた。 但し、こうした入院患者の権利は、 公役務性が認められた病院医療を対象にするのみであ 患者への待遇の平等性、 病院公役務概念の生成により、 常に利用者の需要と一般利 公役務としての医療提 治療の継続 そのサービスは常時 公役務性が認 九七五年入院 めら 患者の常 保障 ñ

ため、 則は、 主体であり、 はその適用を受けないのである。 ことができる。 このように、 すなわち、 公立病院及び病院公役務を保障する私立病院はそれに服するのに対して、 た事業主体の国営化につながることを意味すると考えられていたからである。 病院公役務を保障するか否かという医療施設の任務の性質により適用され そこに無批判に公役務の原則を適用することは、 一九七〇年代までのフランスの病院医療は公役務原理を基礎としつつ、 公役務の 適用される原則に違いがみられる理由は、 原則は、 なぜなら、 医療施設の活動が公役務の任務を負うか否かという点で適用 病院公役務を保障しない私立病院は、 病院医療にかかる立法変遷から推察することが 九七〇年病院改革法制定当時 病院公役務を保障しない私立病院 る原則が異なっ 営業の自由が保障された一事業 病院医療の活動に から繰り返し危惧さ の可否が てい たと理 断 か 可能であ ごされ か でる原 する

題を解決するための法制度のなかに医療にかかわる諸権利の生成がみられた。加えて、医療制度を支える社会的環 らず、すべての医療施設によって担われることになった。 づけを明確にした。これにより、これまで示されてきた「患者の権利」の保障は、病院公役務を保障する病院に限 私立病院や非営利私立病院などもフランスの医療制度の担い手であり、患者の権利と質の保障の主体としての位置 することにより、これまで公的規制の対象とされてきた公立病院や病院公役務を保障する私立病院に加えて、 患者の権利の保障と質の改善措置の実施について、これをすべての医療施設に対する任務と義務であることを規定 医療の質に対する関心が広まり、患者の権利の保障と医療の質の改善を立法の俎上に載せられた。一九九一年法は 境が大きく変化し、一九八〇年代後半に医療現場から社会に広がった「病院医療の不満」を掲げた運動の中から、 一九八〇年代から九〇年代にかけて、生命倫理や薬害、貧困者の社会的排除といった深刻化する社会問

大きな展開が見られた。 発展期には、展開期の確立した医療へのアクセスの権利がRMIの創設により貧困者にも保障されることになり、 秘密の権利といった人間の尊厳(la dignité de la personne humaine)に根ざした「患者の権利」が生成した。 また、生命倫理や情報への関心の高まりから、 選択の自由、 尊厳への権利、 同意の尊重の

。 拡大期 ―― 消費者主権による「患者の権利」の拡大

記されることになった。その後、病人の権利の重要性は変わらないとしたうえで、「病人(malade)」や「患者(patient)」 るに至っている。これに遅れて、フランスでは、 フィンランドやスペインなどでは一九八〇年頃から患者の権利規定に関する議論がなされ、患者の権利法を制定す ロッパ諸国では、一九八〇年代より、患者の権利に関する法律が相次いで制定されるようになった。例えば、 一九九一年法によって、 病人の権利が公衆衛生法典上で初めて明

は、"malade"から"patient"という用語に改めるようになった。その後、 これまでの病人の権利という概念は極めて限定的である、 という概念は、 院に通っている。また、産業医にも守秘義務が課されるが、産業医の診るべき人は"malade"とは限らない。"malade" という概念に対する疑問が呈された。 状態を表しているのであり、 すなわち、 医療制度に関わるすべての者の状態を示すものではない。 例えば、 妊娠した女性は、"malade"ではないが、 という疑問が呈されたのである。 九六-三四六号オルドナンスにより、「患 この疑問に対し、 医者に それ故に、 かり病 立法

権利」

の内容はより豊富化してい

診断技術の発展は、 ばならないという考えから、 医療制 Caniard 報告書を受けて、医療制度から利益を受けるすべての者の権利が保障され、その者の尊厳が尊重され 権利の豊富化、 を確立することにより、 すべての医療施設に求められることになった。 二〇〇二年三月四日の法律である。二〇〇二年法の改革は各方面に及ぶが、 .題など医師と患者との二者間ではとどまらない問題を惹起してい 効率性や医療 ュペ・プランによって進められた一九九六年の病院医療改革では、 度の利用者の権利を確立することにより、 医療サービスへの責任の強化である。二〇〇二年法では、Évin 報告書や全国医療会議 の質にかかる責任が明確になった。 新しい倫理問題とともに保健医療の安全の問題、 医療の民主化を進める動きが一九九〇年代後半から見られるようになった。 「医療制度の利用者 (usager du système de santé)」という概念が新たに設けられ 病院統制を確立する一方、 その主体性を法的に承認し、同時に、 医療施設に対しては、 る。 医療費高騰による経済的問題、 医療保障制度における契約化 患者のみならず医療制度の利用者の このため、"malade"の権利 その柱は医療民主主義の確立 患者の権利の保障と医療 医療民主主義を成立させる サー その集大成 こが推し のみならず、 0 評 価認 0) ビスの質 患者の なけれ 権 証

医療サービス基準の法構造

(=)

(原田

ことによって新たな医療保障制度を構築する必要があったのである。二〇〇二年法により、 医療制度改革の方向

医療民主主義の促進、 医療制度の利用者の権利の保障に向けられるようになった。

療サービスを消費する「消費者」としての医療制度の利用者が有効かつ安全な医療サービスを購入するための権利 るに至った。 の確立が求められ、 |肥大化 (hypertrophie)] していく。そして、「患者の権利」は医療の質と安全に関心を向けはじめる。そこでは、 拡大期には、 九〇年代の医療事故の深刻化や一九九五年の消費者法典の制定がその遠因となり、「患者の権利」は 治療の質に関する権利、 情報の権利、 ケアを拒否する権利、 補償を受ける権利などが承認され 医

一まとめ

統制 する利益である一 の公役務を負うことになると解されている。それ故に、 受ける権利を実現するための医療を提供している以上、公立病院であれ私立病院であれ、 フランス医療保障法制の原理のひとつが公役務原理であるとされる。現在では、フランス憲法前文の健康保護を に服することになる。 般利益を追求するために国家の保健医療の公役務の責任を実行する組織である以上、 その基準として、実定法のなかで「患者の権利」が法制化されてきた。 医療施設という独立した一法人は、社会構成員全体に共通 その医療行為は保健医 国家の

務原理 フランスにおける病院医療は、 患者の権利保障という要請から医療サービスへの国家の法的介入が正当化されてきたと評価することができ のうえに成り立つものであると理解することができる。 健康保護を受ける権利の具体化という一般利益の追求のための活動であり、 そして、医療サービスの公役務的性格、 医療安全の 公役

医療サービス基準の法構造

(二) (原田)

○号三二頁などを参照。

69 |七六〇号(一九八二年)三四頁、大石泰彦「フランス | ュリスト七四二号二四八頁、 この法律の制定の背景などに関する邦文文献として、多賀谷一照「フランスのプライバシー保護立法と運用の実態」 多賀谷一照「フランスにおける『情報処理と自由全国委員会』 ― 個人情報保護制度の制定•内容•運用」法律時報七二巻一 の最近の動向

フランスの生命倫理の法制化に関する邦語文献として、 例えば、 橳島次郎「フランスにおける生命倫理の法制化

- |刀)||一連の経緯に関する邦語文献として、鎌田薫||フランスにおけるHIV感染事故の被害者救済と安全対策(上)||ジュ リスト一〇九七号(一九九六年)五一頁以下、高山直也「フランスにおけるHIV感染被害者とエイズ補償基金法」外 生命・人間・社会』(三菱化成生命科学研究所社会生命科学研究室)一号(一九九三年)三頁などを参照。
- 国の立法三四巻五・六号三一頁以下などがある。本款の記述は右文献に寄るところが大きい。 八〇年代の貧困と社会的排除に関する邦語文献として、都留民子『フランスの貧困と社会保護』(法律文化社、

○○年)などがある。

- と認められれば、その赤字は疾病保険金庫により補塡されるが、それが以外は病院側の負担となる。 険金庫から毎月支払われることになる。年度末に赤字が生じた場合、監督官庁によって病院の申立て理由が正当である 負担する経費部分に関する総枠資金が付与される。総枠予算が決定されると、当該年度の予算額の一二分の一が医療保 枠予算制により、公立病院および病院公役務の実施に参加することを認められた非営利私立病院には、 定める一九八三年一月一九日の法律に基づく制度である。総枠予算とは、病院の各診療科の予算見積の総計である。 総枠予算制度は、一九八三年一月、一九八三年度の社会保障の財政対策を目的として、社会保障に関する諸施策を
- Edouard Couty, Didier Tabuteau, Hôpitaux et cliniques: Les réformes hospitalières, Berger-Levrault. 1993, p. 19
- (3) Edouard Couty, Didier Tabuteau, op. cit., p. 22.
- hospitalier et son avenir, ENSP, 1991 Rapport à Monsieur le Ministre de la Solidarité, de la Santé et de la Protection Social, Notre système
- établissement public de santé, L'Harmattan, 1998, p. Maxence CORMIER, «La notion d'établissement de santé», in Marie-Laure Moquet-Anger, De l'hôpital à l'
- \approx) Marc Dupont, *Droit hospitalier*, Dalloz, 1997, p. 170
- 対するテレビ設置契約の一方的な解約によって被った損害の回復を求めてパリ市が提訴した事案がある。パリ市に対し レンタルテレビ株式会社Yとパリ市との間で締結されたテレビ設置契約において、Yによる公立病院の入院患者に

Inédit au Recueil Lebon. を参照。 るとした。C. E. 8 juin 1994, n° 90818. Inédit au Recueil Lebon. レストラン業務につき、C. E. 16 janv. 1995, n° 150066 入院時に当事者に提示される快適要素であり、当該契約は行政契約の性質を持つものであるので行政裁判所の管轄であ にケアの提供を含むものだけではなく、患者の滞在条件の改善をも含むものであり、入院患者のテレビ機器調達はその Yの約二七万フランの賠償を認めたパリ行政裁判所の判決の取消を求めたコンセイユ・デタ判決では、 病院公役務は単

- 80 Marc Dupont, op. cit., p. 170.; Ptrick Allal et al., Droit hospitalier, PUF, p. 88-89
- の違法性を判断した事例がある。C. A. A de Nante, 29 mars 2000, *Dr. adm.* n° 10 2000. ; *R. D. S. S.* , avril-juin 2000 私立病院を顧客とする医療公施設の洗濯業務は医療公施設の主要な任務の内容ではないとして控訴院が洗濯業務
- (ゑ) T. A. Nice, 20 juillet 1999, R. D. S. S. 1999, p. 770.

p. 306.

- (窓) T. A. Grenoble, 10 juin 1998, Inédit au Recuil Lebon.
- 84 Letter DH/EO 3/EM du 21 juin 2000 relative aux établissement de chirurgie esthétique, BOMES nº 2000/28
- p. 127., R. D. S. S. . 2001. p. 69.
- ($\stackrel{(5)}{\otimes}$) Marc Dupont, op. cit., p. 90.
- 3º éd., La Documentation française, 1997, p. 127.; Christian Paire et. al, *Droit hospitalier 2º éd.* , Dalloz, 1999, p. 299 と近親者の医療診療録への直接のアクセスを認めていなかった。Cada, Guide de l'accès aux documents administratifs Philippe Jean, La charte du patient hospitalisé, Berger-Levrault, 1996, p. 97. フランスでは実務上長い間、
- (5) Philippe Jean, op. cit, pp. 22-26.
- 88 Circulaire ministérielle nº 95-22 du 6 mai 1995 relative aux droits des patients hospitalisés
- 89 Philippe Jean, « La nouvelle Charte du Patient Hospitalisé », Revue Hospitalière de France, nº 5 1996, p. 39
- (S) Philippe Jean, op. cit., p. 521.; Christian Paire et., op. cit., p. 259

70

69

- groupe "prospective du système de santé", La documentation Française, 1993 Marie-LaureLagardère, ChristineMeyer, Marie-LaurePibarot, CyrilRoger-Lacan, Santé 2010: rapport du
- maladie: rapport au Premier ministre, La documentation Française, 1994 Soubie Raymond, Portos Jean-Louis, Pieur Christian, Livre blanc sur le système de santé et d'assurance
- (3) Edouard Couty, Didier Tabuteau, op. cit., p. 70.
- Jean-Jacques Dupeyroux, Droit de la sécurité sociale 13° éd., Dalloz, 1998, p. 315
- 九九七年)四六頁、上村正彦「フランスの医療保険改革」週刊社会保障一九六一号(一九九七年)四六頁等がある。 賃社一二〇〇号(一九九七年)二三頁、上村正彦「フランスの政権交代と社会保障政策」週刊社会保障一九五三号(一 会保障一八九三号(一九九六年)二二頁、都留民子「フランスの社会保障改革 ジュペ・プランの中核・医療をみる」 Plan Juppé III, no 9/10 1997)を参照。邦語文献として、加藤智章「一九九五年フランス社会保障改革の動き」週刊社 ジュペ・プランにつき、仏雑誌 Droit Social の特集(Le Plan Juppé, no3 1996; Le Plan Juppé II, no 9/10; Le
- (96) Ord. nº 96-344 du 24 avril 1996.
- (5) Ord. nº 96-345 du 24 avril 1996.
- (ℜ) Ord. nº 96-346 du 24 avril 1996.
- Claude Evin, Les droits de la personne malade: séance des 11 et 12 juin 1996, Conseil économique et social.
- J. O. 1996.
- (≦) Claude Évin, op. cit., p. 39.
- Etienne Caniard, La place des usagers dans le système de santé, La documentation française, 2000
- 療賠償責任保険に関する最近のフランス保険法典改正について ―― 二〇〇二年三月四日の法律第二〇〇二-三〇三号 三年) 六八頁、山野嘉朗 「フランス賠償医学展望 (その6)」 『賠償科学』 二九号 (二〇〇四年)、山野嘉朗 「立法紹介 医 わが国での二○○二年法の紹介として、山野嘉朗「フランス賠償医学展望(その5)」『賠償科学』二八号(二○○

療サービス保障における安全性確保の責任規範 ―― 医療事故の予防と補償に関する一考察」『社会保障法』一八号 (二 救済制度について ―― 加藤構想とフランス患者の権利法」『賠償科学』三〇号(二〇〇四年)五三頁、原田啓一郎「医 等被害者救済システムの創設とその修正」『年報医事法学』一八号(二〇〇三年)二一一頁、山口斉昭「医療事故被害者 巻一・二号(二○○三年)八○頁、山口斉昭「『患者の権利および保健衛生システムの質に関する法律』による医療事故 ○○三年)一六七頁などがある。 および二〇〇二年一二月三〇日の法律第二〇〇二-一五七七号による改正を中心に』『愛知学院大学論叢

- système de santé: I. La solidarité envers les personnes handicapées», D. 2002. chron. 1291; II 508. ; Y. Lambert-Faivre, «La loi nº 2002-303 du 4 mars 2002 relative aux droits des maladies et à la qualité du R.T.D.C. 2002, p. 574.; M. Cormier, «Les droits des maladies et qualité du système de santé», A.J.D.A. 2002, p F. Belliver et J. Rochefeld, «Droits des maladies, qualité du système de santé, loi no2002-303 du 4 mars 2002».
- 四巻二号(二〇〇五年)九七頁以下、五巻二号(二〇〇六年)六一頁以下を参照。 保障(1)~(3) 二○○二年法により創設された医療事故賠償・補償制度について、原田啓一郎「フランスにおける医療事故と社会 ---- 国民連帯による医療事故賠償•補償制度の構築 ——」駒澤法学四巻一号(二〇〇四年)一二五頁以下、
- 105 Angelo Castelletta, Responsabilité médicale droit de maladies, Dalloz, 2002, p. 16
- (🖺) Marc Dupont, op. cit., p. 404.
- (≦) Angelo Castelletta, op. cit., p. 15.
- (≦) Angelo Castelletta, op. cit., p. 17.
- 号九九頁、 自律」早稲田法学七四巻二号三頁、馬場圭太「説明義務の履行と証明責任 - 」早稲田法学七四巻四号五五一頁、 二〇〇二年法以前の情報提供義務や同意に関する判例の変遷について、小粥太郎「フランス医事法における患者の - 澤野和博「患者の権利に関するフランスの近時の動向について」東北学院大学論集法律学六二巻九九頁など 澤野和博「機会の喪失の理論について(一)」早稲田大学大学院法研論集七七 ―― フランスにおける判例分析を中心に

八

を参照

- (≡) Angelo Castelletta, op. cit., p. 27
- (≡) Marc Dupont et al., *Droit hospitalier*, 4° éd., Dalloz, 2003, p. 416.
- 112 Sciences politiques d'Aix-Marseille III, Mémoire DEA Droit privé, inédit, p. 12 et suiv. Anaïs Gabriel, La personne de confiance dans la loi nº 2002-303 du 4 mars 2002, Faculté de Droit et de
- ⑴) "personne de confiance"は二○○二年法によって新たに導入された制度であり、共通の邦語訳は存在しない。「被 信頼人」とも訳されているが、本論では、とりあえず「信頼人」と訳しておくことにする。
- Anaïs Gabriel, op. cit., p. 10 et suiv.
- hospitalisées et comportant une charte de la personne hospitalisées, BOSPS nº 4 2006, p. 25. Circulaire DHOS/E1/DGS/SD1B/SD1C/SD4A nº 2006-90 du 2 mars 2006 relative aux droits des personnes
- patients, RGDM numéro spécial 2004, p. 69 Antoine Leca, Un siècle de droit médical en France (1902-2002): de la lutte contre les épidémies aux droits des
- Health Care in Sevral European Countries, Kluwer Law International, 1999, p. 18 Mikko Vienonen, «The role of the World Health Organaization», in Andre den Exter (eds.), The Right to
- る形式、医療関係法規に患者の権利を挿入する形式に大別される。Mikko Vienonen, op. cit., pp. 25-26 各国の患者の権利規定の法形式は、患者の権利法として単体の法律を制定する形式、患者の権利憲章として制定す
- 及び病院公役務参加の私立病院に入院する患者に限定されており、その内容は病院が患者に対して遵守すべき行為規準 du 5 décembre 1958)。その後、通達は一九七○年に改正される(Circ. du 24 février 1970)が、その対象者は公立病院 院に関する具体的な内容、 通達レベルでは、患者(病人)の権利は早くから登場していた。一九五八年のオルドナンスが制定された際に、入 入院患者への付き添いの容認、入院中の生活環境の規定が通達レベルで出されていた (Circ

であった。

- 120 charte du patient hospitalier"として、"malade"ではなく"patient"という語が用いられている。 療施設に受入れられる"malade"の権利というセクションが設けられていたが、一九九六年のオルドナンスでは、"La 一九九五年改正時には、第二部 "Droit des patients" に改められた。また、一九九一年法により公衆衛生法典には、医 例えば、医師倫理法典では、一九七九年制定時には、第二部 "Devoir envers les malades"という規定であったが、
- (≅) Antoine Leca, p. 69.
- $(\stackrel{\cong}{\cong})$ Claude Évin, op. cit., pp. 16-21.
- usagers du système de santé, Berger-Levrault, 2002, pp. 37-43. André Demichel, Droit de la santé, Les Etudes Hospitalières, 1999, pp. 25-29.; Claude Évin, Les droits des